

神戸市社会教育関係団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）に補助金を交付する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、団体が当該年度の事業計画に基づき実施する事業のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成しまたは提供する事業
- (2) 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業
- (3) 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- (4) 体育、運動競技若しくはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業
- (5) 社会教育に関する研究調査の事業
- (6) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業

2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動または営利を目的とする事業に要する経費は除外するものとする。

(申請)

第3条 団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条に掲げる事業の実施に伴う経費のうち、予算の範囲内とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、社会教育法第13条の規定に基づき、予め神戸市社会教育委員会議の意見を聴かなければならない。

2 市長は、補助金を交付決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又

は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助団体に通知するものとする。

（報告書の提出）

第7条 補助団体は、補助金規則第15条に基づき、第2条に掲げる事業の終了後、次の書類を提出するものとする。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 補助事業等に係る収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合には、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金規則第16条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業の実施報告をした補助団体に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第9条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助団体に支払うものとする。

（補助金等の概算払の請求）

第10条 補助金は、第5条による交付決定後、特段の事情が認められる場合には概算払することができる。

2 補助団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めるときは、補助団体に対し、概算払で補助金を支払うものとする。

3 概算払の額は、第5条により決定した額とする。

（概算払における交付額の確定及び精算）

第11条 市長は、第8条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、前条の概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分にかかる補助金を返還させるものとする。

2 補助団体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第12号）により、当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに決定した補助金については、なお従前の例による。

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 神戸市社会教育関係団体補助金		
目的及び内容			
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金等の額	円		
算出の基礎			
添付書類	・事業計画書 ・補助事業等に係る収支予算書（別紙）		

別紙

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金等交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 神戸市社会教育関係団体補助金
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	補助金等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・事業の終了後、速やかに次の書類を提出すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 補助事業等実績報告書（様式第9号）(2) 補助事業等に係る収支決算書(3) その他市長が必要と認める書類・神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市社会教育関係団体補助金交付要綱に従うこと。

補助金等不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

補助金等交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	令和○年度 社会教育関係団体補助金	
変 更 の 理 由		
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補 助 金 等 の 額	(円) 円	
算 出 の 基 礎		
添 付 書 類	・事業計画書(変更後) ・補助事業等に係る収支予算書(別紙)(変更後)	

(注) 表中、変更前の金額は上段に()書き、変更後の金額は下段に記入する。

別紙

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	令和○年度 社会教育関係団体補助金
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

補助金等交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 社会教育関係団体補助金	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 社会教育関係団体補助金
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	令和○年度 社会教育関係団体補助金		
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日)
	完了(予定)年月日	(年 月 日)
補助金等の額	(円)		
添付書類	・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書 ・ 領収書等 (補助金を充当した事業分の写し)		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別紙

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額等確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 社会教育関係団体補助金
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

補助金等請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業等の名称	令和○年度 社会教育関係団体補助金

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	そ	の	他
口座番号					
口座名義 (カタカナ)					

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

補助金等概算払請求書

年 月 日

請求金額	円
補助事業等の名称	令和〇年度 社会教育関係団体補助金

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。なお、補助金交付額の確定により、概算払いを受けた補助金額が確定額を超過した場合は、その超過分については返還いたします。

神戸市長 宛

住所	
団体名	
代表者名	

・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	そ の	他
口座番号				
口座名義 (カタカナ)				

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	令和〇年度 社会教育関係団体補助金
補助金等の額	円
取消しの理由	